

暫定的な試合・審判法のまとめ

目的 1. 剣道においてコロナの感染拡大を防ぐ。「感染しない、させない。」**相手を思いやる**

2. 姑息な「鏝競り合い」、意図的な「時間空費」や「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為を許さない。真っ向勝負の試合をする。

第1条 この規則は、全日本剣道連盟の剣道試合につき、**剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。**

試合 1. マスク（鼻・口を隠す）・マウスシールドを着ける

2. 時間の短縮（全日本の場合：5分延長3分を区切って3回、休憩5分（面を取って水分補給可）5分後に試合再開、以降繰り返す）

3. 鏝競り合い（ないものとして対処する、発声をしない←声を出した場合注意する）

○接触した瞬間の引き技、体当たりからの技・発声は認める。

○鏝競り合いになった瞬間に技が出なかったら、積極的に分かれる努力をする。

○完全に剣先が触れない位置まで分かれる。（逆交差等せずにさっと分かれる）

●鏝競り合いになり縁が切れ、分かれな場合は直ちに「分かれを」宣告する。

※選手の先取りをして移動、状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央で出来ない場合もあるが、「はじめ」の宣告は試合者の必ず中央の位置です。

※「分かれ」の宣告で、ライン際で分かれる場合は一方は下がらない。場外に出そうであれば「止め」をかける。出ても反則にならない。

○相互に分かれようとしている途中の打突は有効打突にしない。場合によっては合議の上反則とする。特に一方が分かれようとしている場合に追い込んでの打突や分かれると見せかけての打突。

○どちらかが分かれようとしない、分かれようとしている相手に接近する行為は反則とする。

4. 意図的な時間空費は反則とする。

5. 勝負の回避のための防御姿勢は反則とする。

形にとらわれず、選手がその行為に至った心情を読み取ることが大切

審判 1. 反則で勝負が決ってかまわないので厳しく判定する。

2. 選手に理解させるために反則をとるときに説明してもよい。

3. 鏝競り合いについては主審の専決事項であるが、分かれの際の反則については当分の間（暫定的な試合・審判法に慣れるまで）副審が「止め」をかけてもよい。

4. 入退場・合議の際は1m以上の間合いをとり、移動は開始線の外側を通る。

「鏝競り合い」、意図的な「時間空費」や「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為については審判の裁量だけで運用するのは困難であり、事前に試合者に対して指導・徹底することが重要である。

以上

「新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な試合・審判法」をまとめたものです。詳しくは全剣連や広剣連のホームページで確認してください。